

平成20年上島町議会第1回臨時会が2月1日に招集され、次の議案が審議されました。

●工事請負契約の締結について
立石港整備事業（連絡橋製作）工事

【契約方法】 指名競争入札

【契約金額】 9870万円

【契約の相手方】

伊予郡松前町大字北黒田850番地

小手川工業 株式会社

代表取締役 小手川 洋

可決

■上島町議会議員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

諸般の状況を鑑みて、議員の報酬額を率先して引き下げ、行政推進の活力の増強に資するもの

原案可決

■道路特定財源の暫定税率等を求める意見書について

道路特定財源の確保及び道路特定財源諸税の暫定税率の維持を求めるもの

可決

厚生年金特例法についてお知らせ！

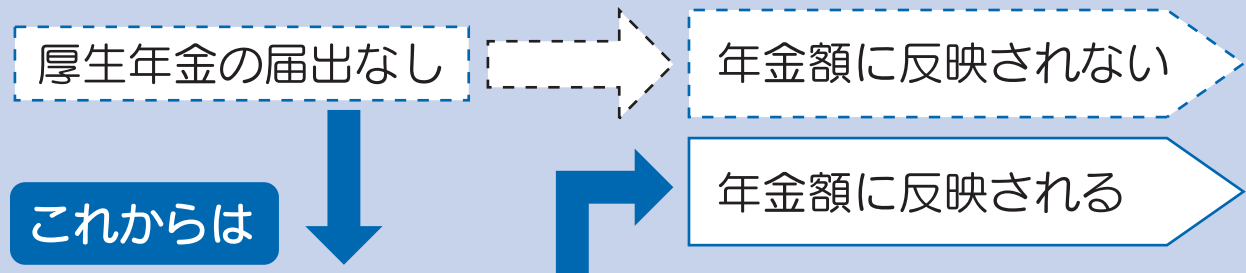
厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

【今までは】

厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

【具体例】

3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされたにもかかわらず、事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合。



厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映されます。

厚生年金特例法の概要

◆年金記録確認第三者委員会が

- ①事業主が従業員から厚生年金保険料を給与天引きしながら、
- ②社会保険庁に納付したことが明らかでない

と認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録を訂正し、年金額に反映します。

◆事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できることとなり、社会保険庁はその納付を勧奨します。

*事業主が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。

◆社会保険庁は、事業主または役員が保険料を納付しない場合には、その事業主名または役員の氏名を公表します。

*保険料が納付されたか否か明らかでない場合を除きます。

◆公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。（その後も事業主への請求等を行います。）

■問合せ先 今治社会保険事務所 TEL 0898-32-6141

または、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（平日8：30～17：15）まで

*IP電話からは、03-6700-1165にお電話ください。